



天草エアライン株式会社

「安全報告書」

(2024 年度)

安全報告書の公表について

この安全報告書は、航空法第 111 条の 6 及び航空法施行規則第 221 条の 5 及び第 221 条の 6 の規定に基づき作成し、公表致します。(内容は、2024 年 4 月 1 日～2025 年 3 月 31 日を対象。但し、注記の部分を除きます。)

— 目次 —

I. 安全確保のための事業運営の基本的な方針	1
II. 安全確保のための組織及び人員に関する情報	1
III. 日常運航の支援体制	4
IV. 保有航空機に関する情報	6
V. 運航状況に関する情報	6
VI. 法第 111 条の 4 に基づく報告に関する事項	6
VII. 安全を確保するために講じた措置、講じようとする措置に関する事項	7
VIII. 安全目標と取組み	8

I. 安全確保のための事業運営の基本的な方針

安全憲章

1. 安全運航は、天草エアラインの存立基盤であり、社会への責務です。
2. 私たちは、一便一便の安全運航を維持するために、経営トップから社員一人一人に至るまで、安全最優先の意識を持ち続けます。
3. 私たちは、安全に関する情報の共有化を図ります。
4. 業務遂行時は、会社の組織力と個々人の知識、経験、技量を最大限発揮し、活用して行きます。
5. 安全管理体制を維持、発展させるためにヒヤリハット情報を活用し、継続的改善を図っていきます。

安全宣言（社長のコミットメント）

- ◎ 安全は、永遠の課題であります。
我々は、安全は会社運営の基盤であり、会社発展の源泉であると共に、社会への責務であることを認識して、安全最優先の意識を持っております。
- ◎ 我々は、積極的な安全文化を促進するため、全社的に安全情報を収集し伝達及び共有化を図ります。
- ◎ 我々は、経営と現場間や部門間の意思の疎通を円滑化し、経営トップから現場までが一丸となって安全管理を機能させることを約束します。

II. 安全確保のための組織及び人員に関する情報

（1）全体及び安全確保に関する組織（注：2025年8月1日現在）

1) 会社概要

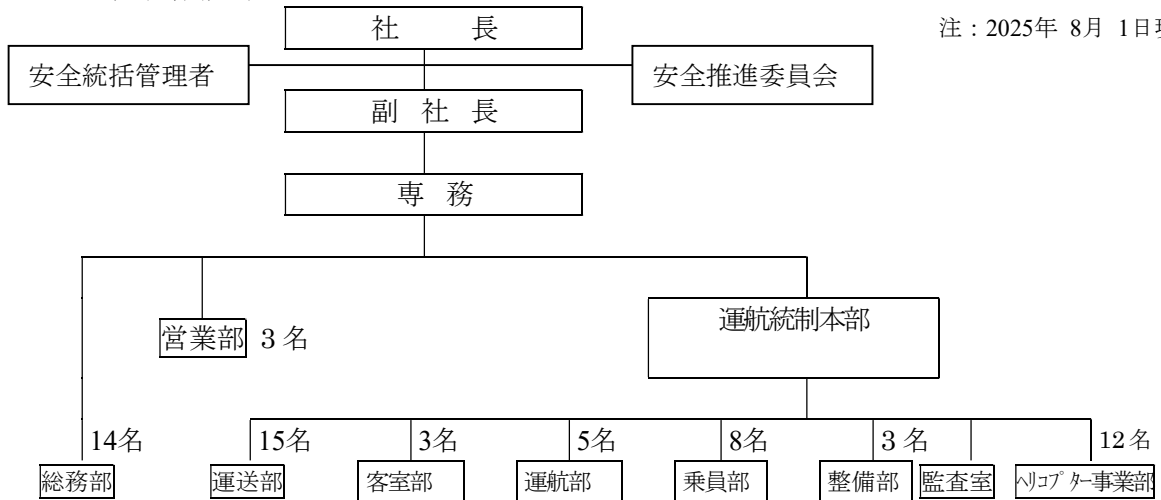
- 商号 天草エアライン株式会社（AMX）
AMAKUSA AIRLINES CO., LTD.
- 設立 1998年10月12日
- 資本金 1億円
- 代表者 代表取締役社長 山西 聡
- 本社 熊本県天草市五和町城河原1丁目2080番地5
- 免許 定期航空運送事業・航空機使用事業
運輸省大阪航空局 阪空域免第1201号（2000年1月21日）
阪空振免第 1号（2000年2月 1日）

2) 事業概要

国内定期航空運送事業（2000年3月23日就航開始）

路線	天草 ⇄ 福岡	1日3往復6便
	天草 ⇄ 熊本	1日1往復2便
	熊本 ⇄ 伊丹	1日1往復2便

3) 組織概要



4) 経営の責任者による輸送の安全の確保に係る責務

社長が会社の安全に関する最終責任者となり、安全管理体制の維持、管理及び改善のための諸施策の指示、実行の責務を負うとともに、安全統括管理者の意見を尊重し、更なる体制強化のための安全施策・投資の最終決定を行っております。

5) 安全統括管理者の権限、責務及び選任の方法に関する事項

安全統括管理者は、安全管理の取り組みを総括的に管理する責務を有し、安全に関する重要な事項または安全管理システムの課題等を的確に把握する立場として、社長に報告や意見すると共に、飲酒対策を含む安全施策・投資の決定などの安全に関する重要な経営判断に直接的に関与しております。また、安全統括管理者は、法令で定める航空運送事業に関する業務経験等を有する者の中から社長が選任しております。

(2) 各組織の機能・役割

① 安全推進委員会

社長直属の委員会（社長が安全推進委員長）であり、航空安全に関する基本方針を策定し、各部門の安全に関する事業活動について有機的に結合させるための総合調整及び指示、助言を行い、役職員の安全意識の徹底を図っております。また、現業部門の状況を把握するとともに、部門間の十分な意思疎通を確保する等の安全管理の実施及び改善を行っております。

② 総務部

経営企画、人事、労務、経理、総務に関する業務

- ③ 運送部
旅客貨物運送に関する業務、地上取扱業務（搭載管理、搭降載作業）及び当該委託管理等
- ④ 営業部
商品販売促進企画の策定、各種イベントの企画等に係る営業企画業務
- ⑤ 運航統制本部
乗員部、運航部、客室部、整備部、運送部、監査室及びヘリコプター事業部の統轄業務
- ⑥ 客室部
乗務の実施、客室乗務員の勤務割の調整及び決定、客室乗務員の資格・乗務時間の管理、乗務・勤務実施記録の作成及び管理等
- ⑦ 運航部
運航管理業務（飛行計画の作成、重量重心位置の計算、気象状況の把握等）実施、運航管理者の勤務割の調整及び決定、運航業務訓練計画の立案及び実施、運航業務に必要な申請等諸手続、関係官庁との調整、運航状況の総合把握並びに援助、航空機事故・台風・その他緊急時における応急措置等
- ⑧ 乗員部
乗務の実施、乗務に必要な携帯品の管理、乗員の勤務割の調整及び決定、乗員の資格・経験・乗務時間等の管理、乗務・勤務実施記録の作成及び管理等
- ⑨ 整備部
整備業務の管理の受委託における監理業務（下記 注参照）、規程類の制定・改訂、安全・衛生管理、航空局との調整及び報告等、地上取扱業務（地上走行支援、航空機の燃料補給、防除雪氷、ランプサービス）及び当該委託管理等
注）2018 年 6 月 1 日より整備業務の管理を日本エアコミューター株式会社（以下、JAC）に委託。整備作業は JAC が実施しており、天草エアラインの整備部は、監理業務を実施。
- ⑩ 監査室
運送事業者の整備業務に係る内部監査の総括
- ⑪ ヘリコプター事業部
熊本県防災消防ヘリコプターの運航受託

(3) 運航関係職員の数（定期航空運送事業のみ）

注：(2025 年 8 月 1 日現在)

職種	人数
運航乗務員	8 名
客室乗務員	5 名
運航管理者	4 名

Ⅲ. 日常運航の支援体制

(1) 運航乗務員、客室乗務員、運航管理者の定期訓練及び審査

日常の運航を支える各社員は、法的に定められた資格に係る教育訓練及び最新情報を把握するために知識の付与や技量を維持するための定期的な訓練・審査を実施しております。

1) 運航乗務員

運航乗務員は、乗務資格及び技量の維持のために定期訓練と審査を受けなければなりません。訓練内容については、学科訓練、緊急訓練、模擬飛行訓練を実施しております。また、知識及び能力について評価するために国土交通省航空局による技能審査が年 2 回（副操縦士は 1 回）及び路線審査が年 1 回実施されます。（尚、副操縦士は社内の審査担当操縦士による審査）

2) 客室乗務員

客室乗務員の資格及び技量の維持のために定期訓練と審査を実施しております。内容としては、緊急事態を想定した緊急対策訓練等を含む乗務に必要な知識及び能力の再確認を行っております。

3) 運航管理者

運航管理者は、運航に係る最新情報等を得るための知識の付与及び技量の維持を目的とした定期訓練を行い、また操縦室内の補助席に同乗し、運航乗務員の業務及び飛行状況を把握する路線踏査訓練により、品質の高い運航管理業務の遂行に努めております。

(2) 運航の問題点の把握と共有、フィードバック体制

安全を確保するためには、リスク管理を体系的に継続して実施することが重要であるため、下記の制度等を利用して安全情報を収集し、社内での共有を行っております。

1) 情報の収集

- ① 社内の業務報告制度（機長、整備、客室、運航管理等の報告）からの情報
- ② ヒヤリハット報告からの情報
- ③ 航空安全情報管理・提供システムからの情報
- ④ 航空機製造者からの情報
- ⑤ 整備業務の管理の受委託によるJACからの情報
- ⑥ その他、他社からの安全情報

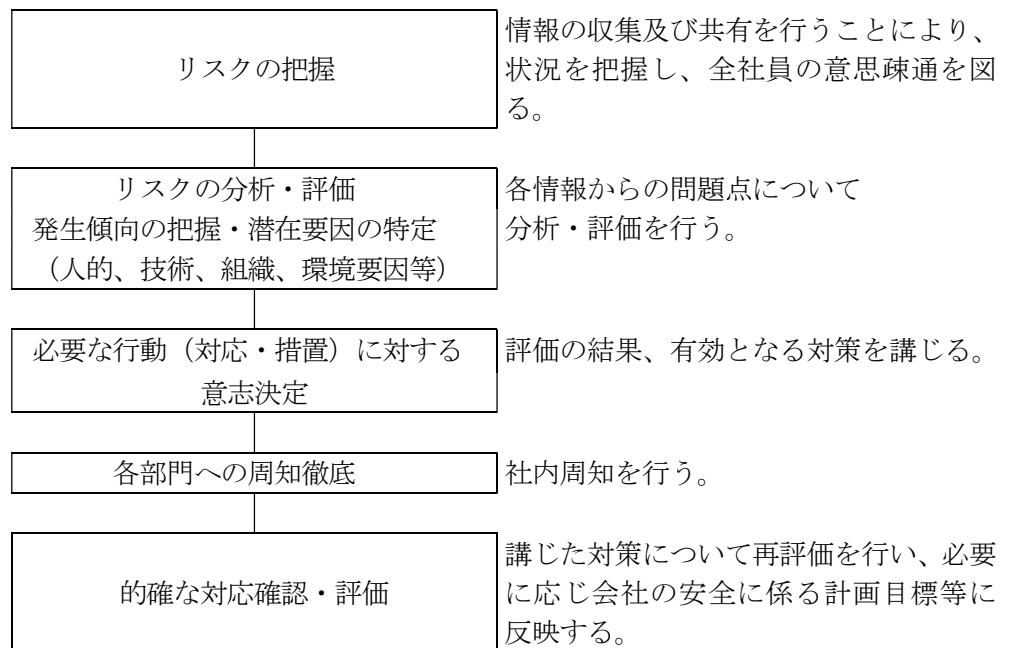
2) 情報の共有

効果的な情報の共有は、積極的な安全文化の醸成に不可欠であります。当社では、下記により情報の共有を図っております。

- ① 年に4回開催する安全推進委員会
- ② 月に1回開催する安全推進委員会事務局会議
- ③ 月に1回開催する部課長会
- ④ 毎朝、社長以下、全員が出席して行われる朝礼時に、安全に関する情報を提供し、安全意識の高揚・徹底を図る。
- ⑤ 年に2回開催する経営と社員代表者による会議において、経営と現場が率直な意見を交わし、お互いの現状把握、認識の統一を図る。
- ⑥ 安全に係る社内通達又は航空安全ニュースの発行
- ⑦ JACとの整備に係る安全及び品質会議

3) リスク管理（不安全事象に対する再発防止策の検討及び実施）

リスク管理とは、不安全事象の発生につながる可能性のあるリスクを把握して、分析・評価を行い、これらのリスクが、会社運営に脅威を与えないように排除し、あるいは受容できるレベルに低減し、その状態を維持するように管理することです。（当社では、以下の手順によりリスク管理を実施しております。）



4) 変更管理

事業運営においては、会社組織、人員、施設・設備、システム、業務実施要領等、様々な変更が行われており、これらの変更の結果、それまで十分に管理されていなかった潜在的なリスクが、不具合事象として顕在化する可能性があります。そのため、変更に伴うリスクを受容できるレベルに低減し、その状態を維持するための「変更管理」に係るプロセスを22年度より新たに導入しております。

(3) 安全に関する社内啓蒙活動の取り組み

役員・社員の安全意識の高揚を図るために、朝礼等を利用して全社員に他社事例を含め安全に関わる情報を提供しております。また、自社の情報だけに限らず、積極的に他社及び他機関の安全情報の共有を図るとともに、PCによるプレゼンテーションや映像による情報の提供にも努めております。

各部においても各種安全に係る教育訓練及び安全会議を実施し、常にリフレッシュしながら安全というコンセプトを定着させ、安全文化の醸成を図っております。

IV. 保有航空機に関する情報

- 機 材 : ATR 社製
ATR42-600型機
客席数 48席 1 機保有
- 平均年間飛行時間 : 1,750 時間
- 平均年間飛行回数 : 2,975 回
- 機 齢 : 10.0年 (2025年 8月 1日現在)
- 導入時期 : 2015年8月
- 緊急用具の装備状況 : 航空法施行規則第150条に基づき、旅客の安全を確保するため救命胴衣等の救急用具を装備している。

V. 運航状況に関する情報 (2024 年 4 月 1 日～2025 年 3 月 31 日)

(1) 事業年度の路線別輸送実績、路線別便数

路線	輸送実績		運航便数
	有償トンキロ	座席キロ	
天草～福岡	497,245	18,415,488	1,736
天草～熊本	92,052	3,558,576	623
熊本～大阪 (伊丹)	823,996	18,212,688	611

有償トンキロ : 有償で運送した旅客及び手荷物の重量 (単位 : トン) と運送した距離 (キロ) を掛けたものの合計

座席キロ : 運送に使用する航空機の提供座席数と飛行距離 (単位 : キロ) を掛けたものの合計

VI. 法第 111 条の 4 に基づく報告に関する事項

(1) 総件数

- ① 事故 (航空法第 76 条第 1 項) 0 件
- ② 重大インシデント (航空法第 76 条の 2) 0 件
- ③ その他の安全上のトラブル (航空法施行規則第 221 条の 2 第 3 号及び第 4 号)
 - 航空機材に起因するもの 3 件
 - ヒューマンエラーに起因するもの 1 件
 - その他 0 件

(2) 主要な不具合の概要と対応（前項 VI. (1) ③の事象）

【燃料計の表示に係る不具合の事象】

2024年9月26日、AHX107便（天草～福岡）の上昇中において、一時的に燃料計の左右表示が不安定となり、アンバランスを示す警告灯が表示される事象が発生しました。点検の結果、実際の燃料漏れはなく、右側燃料タンクの搭載量を測定するセンサーの電氣的な不具合を確認し、当該センサーの交換後、運航再開しましたが、その後も一時的な当該誤表示が再現しました。更なる故障探求の結果、燃料計の配線コネクタ内でワイヤーの断線を発見し、当該配線コネクタの交換により、正常に表示されることを確認しました。当該事象の原因はワイヤーが断線しかけた状態（最終的には断線）であったことにより、正常な Signal が伝送しなかったと考えられ、機体製造時におけるコネクタ取り付けのためのワイヤー被覆の除去方法が適切ではなかったとの要因分析に至りました。今回の事例は、過去に経験がなく、非常に稀なケースであるため、追加処置が不要と判断しました。尚、当該事例を製造メーカーに情報共有すると共に、今後の同種不具合の修復時の参考となるよう事例紹介の文書を全整備部門に発行しました。

VII. 安全を確保するために講じた措置、講じようとする措置に関する事項

(1) 国から受けた事業改善命令、嚴重注意、その他文書による行政処分又は行政指導
2024年度に国から受けた行政処分又は行政指導等はありませんでした。

(2) 情報の伝達および共有に関する事項の概要

上記「Ⅲ. 日常運航の支援体制（2）運航の問題点の把握と共有、フィードバック体制」のとおり、社内外の情報を収集し、伝達及び共有を実施しております。

(3) 事故等の防止対策、事故等の発生時の対応及び災害への備えに関する事項の概要
運航中の航空機で事故等が発生した場合における救難及び事故処理活動に関する事項は、航空事故処理規程に定めており、航空事故及び重大な異常運航が発生した場合は、事故調査委員会を設置の上、原因究明を行い再発防止を図ります。また、自然災害への対応に係る取り組みについては、防災規程に定めております。

(4) 輸送の安全に関する文書の整備及び管理に関する事項の概要

安全管理システムを効果的に運営するために、安全に係る規程、業務基準・手順等を設定しております。加えて、安全管理システムの運用に係る記録を作成し、適切に保管するための管理方法、記録の種類及び保管期間等について定めております。

(5) 内部監査の実施及びその管理の改善に関する事項の概要

事業全般にわたって、安全に係る組織・制度が有効に機能していること、加えて、運航・整備等の業務が関連法規等に定められた基準・手順によって実施されているかを定期的に確認、評価しております。

(6) 事業の実施及びその管理の改善に関する事項の概要

安全推進委員会において、安全管理システムを構築する各要素（安全方針、組織体制、リスク管理手法、内部監査等）が有効に機能しているかの評価・検証を毎年行い、必要に応じて改善の措置を講じております。

(7) 安全性向上のために講じた措置

① 安全に関するアンケート調査の実施

会社の全役職員を対象とした安全意識の浸透度合いを客観的に評価するため、国土交通省政策研究所作成による安全意識アンケート調査を実施しました。

② 安全性向上月間による点検の実施

繁忙期の安全活動キャンペーンとして、年2回「夏期安全性向上月間」及び「年

末年始輸送安全総点検」を設定の上、各部門の業務点検及び安全会議、各対象者の安全教育等を実施しました。

VIII. 安全目標と取組み

(1) 2024 年度 安全指標及び目標の達成状況

	安全指標	目標値	実績値
1.	航空機事故（発生件数）	0	0
2.	重大インシデント（発生件数）	0	0
3.	安全上支障を及ぼす事態発生件数（1,000 出発 当り発生件数）	0.70	1.33
	アルコール関連事態（1,000 出発当り発生件数）	0.00	0.00
4.	ヒヤリハット報告件数及び分析件数（注） 注：分析に関しては、リスク評価の結果が比較 的重要な事象全て	51 件 —	58 件 3 件
5.	JAC 整備との安全情報の共有	会議体参加 40 回	会議体参加 40 回

会社が運航を開始して以来、安全運航の基本目標である航空機事故及び重大インシデントの発生はなく、2024 年度においても当該目標は達成しましたが、安全上支障を及ぼす事態の発生件数につきましては、1,000 出発当たりの目標値 0.70 件に対して、燃料計器の表示不具合による同事象が 3 件発生した影響で、実績は 1.33 件（3,013 出発当たり 4 件の事象発生）で未達成となりました。整備委託先である JAC 社と共に機材品質の維持向上に向けて引き続き取り組んでまいります。その他「ヒヤリハット報告件数及び分析」、「JAC 整備との安全共有のための会議体参加」については、全ての目標項目に対して達成することができました。

(2) 2025 年度 安全指標及び目標値

2024 年度につきましては、前年度の実績等を踏まえた測定可能な安全性を示した安全指標/目標値の継続及び見直しを行い、以下の安全施策に取り組むことにより目標達成に向け努めてまいります。

	安全指標	目標値
1.	航空機事故（発生件数）	0
2.	重大インシデント（発生件数）	0
3.	安全上支障を及ぼす事態発生件数（1,000 出発 当り発生件数）	0.70
	アルコール関連事態（1,000 出発当り発生件数）	0.00
4.	ヒヤリハット報告件数及び分析件数（注） 注：分析に関しては、リスク評価の結果が比較 的重要な事象全て	51 件 —
5.	JAC 整備との安全情報の共有	会議体参加 40 回

- 1) 安全文化醸成のための具体的施策
 - ① 安全を高める組織と人づくり
各組織の状況に応じて、世代交代及び要員補充を目的として採用した新人への教育訓練の充実並びに会社の将来を担うリーダー層の人材育成の強化に向けた施策を講ずることで、組織の強化と社員の安全意識の向上を図る。
 - ② コンプライアンス意識の向上
安全教育の一環として全社員対象のコンプライアンス教育（年1回）を実施すると共に、朝礼や夏冬の安全旬間の機会を活用かして、他社におけるコンプライアンス違反事例等の情報を積極的に社内に展開することで、社員のコンプライアンス意識向上を図る。
 - ③ アルコール問題ゼロの達成
全社員を対象のアルコール教育（年1回実施）及びアルコール検査対象者に対するスクリーニング（年2回）を確実に実施することにより、アルコール問題に対する高い意識付けを維持しアルコール事案の発生ゼロ件を目指す。
- 2) 運輸防災マネジメント意識の強化
頻発する自然災害等への対応として、国土交通省の運輸防災マネジメント指針に基づき、防災規程及び事業継続計画（BCP）への理解を深め、災害等への備えと発災後の業務活動の早期回復を目指す。
- 3) 機材品質向上による運航品質の向上
整備業務の管理の受委託における監理者として、JAC 社と共に機材品質の維持向上を目指し、それにより安定した機材運用の実現を目指す。また、落下物に係る予防整備及び改修作業等についても従来同様の取組みを継続する。
- 4) 健康で安全な職場づくり
自治体による健康づくり事業への参加及び健康関連企業によるセミナー等を活用して、全ての社員が心身共に健康で安全に働ける職場環境作りを推進する。

以 上